

## 令和2年度に係る随時監査(工事)の結果に対する措置状況

### 第1 監査の結果の報告

令和2年度に係る随時監査(工事)の結果については、令和3年3月2日に議会、知事、教育委員会に報告(令和3年3月2日付け北海道公報第185号で公表)した。

### 第2 監査の結果に基づき講じた措置

監査報告の内容	講じた措置
合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	
事務処理	
《指導事項》 治山工事において、資材の搬入に当たり、支障となる岩塊が確認され、これを除去する場合は、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、工事着手後に行っていた。  (オホーツク総合振興局)	設計変更の手続きに当たっては、「設計変更ガイドライン」に基づいた事務処理となるよう関係職員の指導を行います。 また、発注工事の進捗管理を徹底するよう「各工事における進捗管理表」を作成し、係内でのチェック体制の強化を図りながら迅速な事務処理に努めます。